## 神戸の水道水の放射性物質測定結果(平成 25 年 7 月分)

## 水道水の測定結果

<u> </u>			
採水場所	採水日	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
本山浄水場	7月17日	不検出 	不検出 
奥平野浄水場	7月2日	不検出	不検出
千苅浄水場	7月8日	不検出	不検出
阪神篠原量水池 (阪神水道系)	7月 16日	不検出	不検出
東灘第2低層配水池 (阪神水道系)	7月 22日	不検出	不検出
神呪接合 阪神 (阪神水道系)	7月 10日	不検出	不検出
狩場台受水点 (兵庫県営水道:神出系)	7月 17日	不検出	不検出
北神戸受水点 (兵庫県営水道:三田系)	7月22日	不検出	不検出

<sup>※</sup> 放射性ヨウ素-131も測定しており、すべての地点で不検出でした。

## 【厚生労働省の示す水道水中の管理目標値】

・放射性セシウム(セシウム 134 及び 137 の合計)  $10 \mathrm{Bq/kg}$ (平成 24 年 4 月 1 日施行)(平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知)

【厚生労働省の示す緊急時における飲食物の摂取制限に関する指標】

- ・放射性ヨウ素 300Bq/kg (乳児の場合は 100Bq/kg)
- ・放射性セシウム 200Bq/kg

<sup>※「</sup>不検出」とは、検出限界値 1 Bq/kg を下回ったことをいい、放射性セシウム-134、放射性セシウム-137、放射性ョウ素-131 が「検出限界値 1 Bq/kg 未満である」ことを示しています。